

# 建築構造物にかかる解体工事の発注基準の 改定について

## 1. 変更点

- (1) 主たる工事が解体工事であっても、500万円以上の附帯工事が含まれる場合や附帯工事が2種類以上である場合は「建築一式」で発注していたが、原則として主たる工事が解体工事である場合は「解体工事」で発注する。※

※工事規模、複雑性又は施工スケジュール等から建築一式工事として発注する場合や合理性・公正性等について検討した上で附帯工事を分離・分割して発注することもある。

### 附帯工事の例

- 主たる解体工事により必要を生じた空洞の埋め戻し工事、整地工事 等
- 主たる解体工事の施工に伴って必要を生じた足場等仮設工事、杭抜き工事、土留め工事、電気設備等既存設備の撤去・復元工事 等

- (2) 設計金額が1.5億円以上の工事について、経営事項審査の総合評定値を750点以上とする要件を設ける。
- (3) 設計金額が5千万円以上の工事について、特定建設業許可の要件を設ける。

## 2. 適用日

令和6年6月1日以降に公告する工事から適用

## 3. 参考

上記改正に伴い、解体工事における工事成績評定書を新たに策定します。  
詳しくは県土マネジメント部技術管理課HPを参照してください。

<https://www.pref.nara.jp/1677.htm>

## 改正後の発注基準

区分	入札参加資格 登録業種	建設業許可許 可業種	参加形態	総合評定値 (P点)	本店 所在地	落札 方式	入札 方式	許可 区分	クビ ンク対策	
(建設業法第4条に定める 附帯工事を含む) ※1 ※2	設計金額	その他(解体、撤去工事)	解体工事業	単独 又は 2者JV	奈良県内に本店	価格競争又は総合評価	一般競争入札	特定建設業	最低制限価格制度 ※総合評価は低入札価格調査制度	
	1. 5億円以上									750点以上
	5千万円以上									700点以上
	5千万円未満 1千万円以上									700点未満
1千万円未満										
解体工事 + 建物新增築工事 ※3	建築一式	建築工事業	(「建築一式」の発注基準を適用)							
電気設備や機械設備等 個別設備の撤去のみ	電気設備 機械設備 ...	電気工事業 機械器具 設置工事業 ...	(「設備」の発注基準を適用)							

- ※1 解体工事を主たる工事とする建設業法第4条に定める附帯工事（以下「附帯工事」という。）は、解体工事と併せ「解体工事業」へ発注する。
- ※2 附帯工事は、それ自体が独立の使用目的に供されるものではない工事であって、次の①又は②をいう。なお、附帯工事は、その認められる趣旨からみて主たる建設工事に附帯する従たる建設工事であるので、原則として、主たる建設工事の工事価格を上回ることとはあり得ない。また、建築一式工事や土木一式工事の一式工事が、他の建設工事の附帯工事となることはあり得ない。
- ①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
- 主たる解体工事の機能を保全し、十分な能力を発揮するために、一連の工事として施工することの必要を生じたものをいう。
- ②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事
- 主たる解体工事に関連して施工を余儀なくされたものをいう。
- ※3 上記基準に該当しない場合であっても、工事規模、複雑性又は施工スケジュール等から、建築一式工事として発注する場合がある。